

絶滅危惧種の現状と種の保存法の運用状況

絶滅危惧種の現状

- 絶滅危惧種の選定状況
- 絶滅危惧種の減少要因
- 絶滅危惧種の分布状況

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の運用状況

- 国内希少野生動植物種の指定状況
- 生息地等保護区の指定
- 保護増殖事業の実施

絶滅危惧種の選定状況

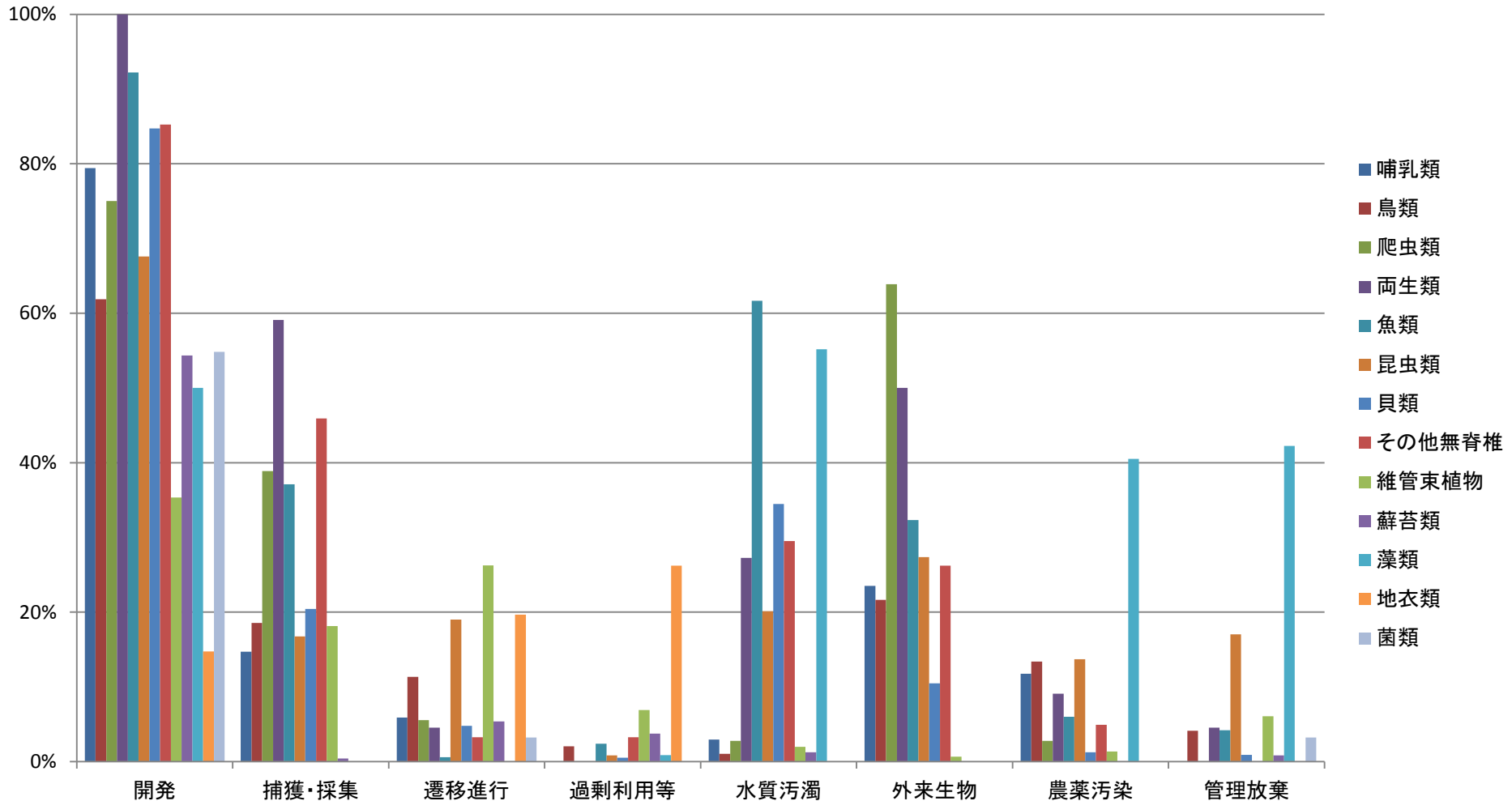
○ 環境省レッドリストでは、3,596種を絶滅危惧種として選定。日本の野生生物は依然として厳しい状況。

分類群	評価対象種数	絶滅危惧種数	絶滅危惧割合	絶滅・野生絶滅種
哺乳類	160	33	21%	7
鳥類	700	97	14%	15
爬虫類	98	36	37%	0
両生類	66	22	33%	0
汽水・淡水魚類	400	167	42%	4
昆虫類	32,000	358	1%	4
貝類	3,200	563	18%	19
その他無脊椎	5,300	61	1%	1
維管束植物	7,000	1,779	25%	42
蘚苔類	1,800	241	14%	0
藻類	3,000	116	4%	5
地衣類	1,600	61	4%	4
菌類	3,000	62	2%	27

絶滅危惧種の減少要因

○ 開発、捕獲採集、遷移進行等が絶滅危惧種の主要な減少要因。

絶滅危惧種の減少要因



※1種で複数の減少要因に該当する場合がある

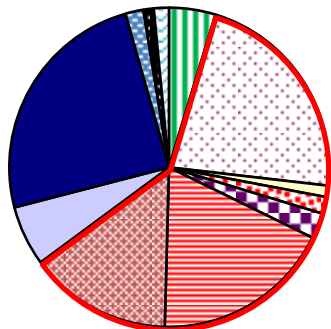
絶滅危惧種の分布状況

- 哺乳類や爬虫類は自然林に多い傾向。
- 両生類、魚類、昆虫類は二次的自然(農耕地、緑の多い住宅地、二次草原、植林地、二次林)の割合が7割以上。

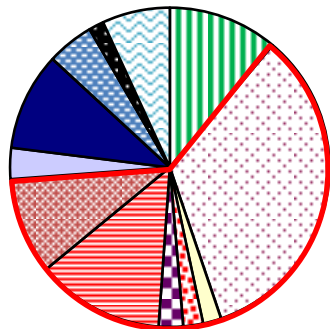
絶滅危惧種分布データの植生自然度区分別記録割合

- 市街地・造成地等
- 農耕地(水田・畑)／緑の多い住宅地
- 農耕地(樹園地)
- 二次草原(背の低い草原)
- 二次草原(背の高い草原)
- 植林地
- 二次林
- 二次林(自然林に近いもの)
- 自然林
- 自然草原
- 自然裸地
- 開放水域

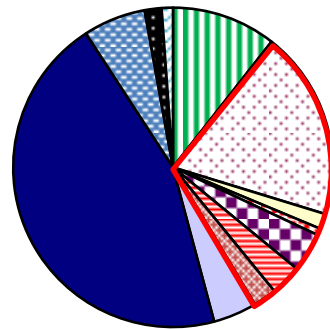
哺乳類



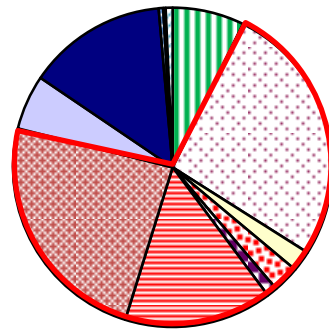
鳥類



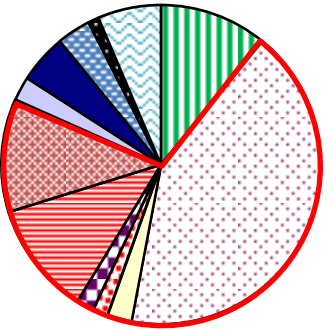
爬虫類



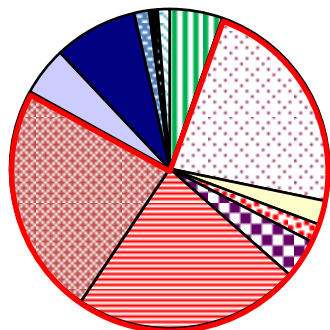
両生類



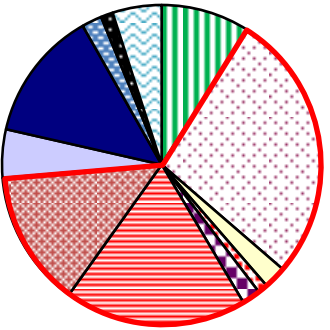
魚類



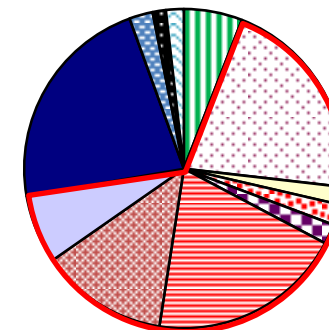
昆虫類



貝類



維管束植物



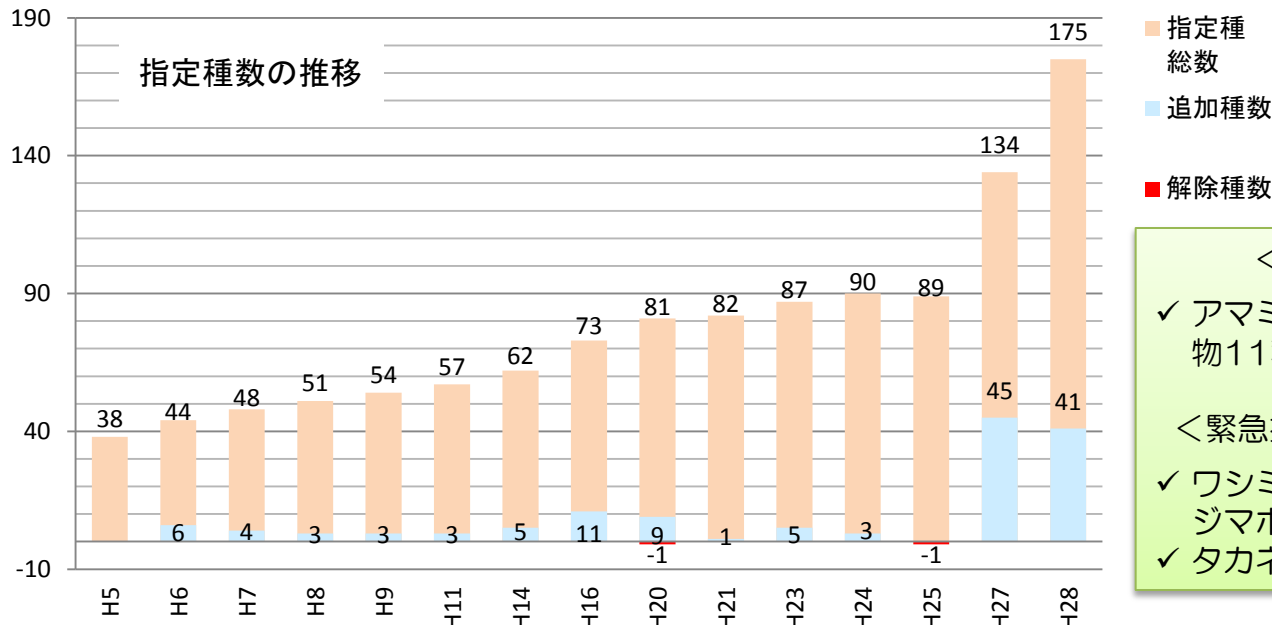
※必ずしも正確な分布地域ではなく、傾向の概略を見るもの

国内希少野生動植物種の指定状況

- 種指定にあたっては、中央環境審議会の意見を聞き、政令で指定。
- 人為により減少している種で、個体数や生息地等の減少、環境悪化や捕獲採取圧を考慮して検討。

分類群	指定種数	絶滅危惧種数	指定割合
鳥類	37種	97種	38%
哺乳類	9種	33種	27%
爬虫類	7種	36種	19%
両生類	11種	22種	50%
魚類	4種	167種	2%

分類群	指定種数	絶滅危惧種数	指定割合
昆虫類	39種	358種	11%
陸産貝類	14種	563種	2%
その他無脊椎	0種	61種	0%
植物Ⅰ	54種	1779種	3%
植物Ⅱ	0種	480種	0%



＜特定国内希少野生動植物種＞

- ✓ アマミデンダ等の商業的に繁殖可能な植物11種

＜緊急指定種：新種、国内初確認の種等＞

- ✓ ワシミミズク、イリオモテボタル、クメジマボタル（平成6年）
- ✓ タカネルリクワガタ（平成20年）

生息地等保護区の指定

- 指定にあたっては、中央環境審議会・地方公共団体の意見を聞くとともに、必要に応じて公聴会を開催し、公示により指定。
- 管理地区、立入制限地区、監視地区を設定することができる。

- **管理地区**：工作物の新築、土地の形状変更、土石の採取、水面の埋め立て、水位水量の増減、木竹の伐採を規制。必要に応じて、動植物の捕獲等、汚廃水の排出、車馬動力船の使用、物質散布、火入れ、個体の観察について追加的に規制することが可能。
- **立入制限地区**：管理地区において、特に必要がある場合に立ち入りを規制。
- **監視地区**：工作物の新築、土地の形状変更、土石の採取、水面の埋め立て、水位水量の増減は届出制。

保護区名称 ()指定時期	面積【ha】 ()管理地区	備考
羽田ミヤコタナゴ(平成6年)	60.6(12.8)	マツカサガイの捕獲規制
北岳キタダケソウ(平成6年)	38.5(38.5)	積雪期以外は立入規制
善王寺長岡アベサンショウウオ(平成18年)	13.1(3.9)	
大岡アベサンショウウオ(平成10年)	3.1(3.1)	
山迫ハナシノブ(平成8年)	1.13(1.13)	

保護区名称	面積【ha】 ()管理地区	備考
北伯母様ハナシノブ(平成8年)	7.05(1.94)	
藺牟田池ベッコウトンボ(平成8年)	153.0(60.0)	
宇江城岳キクザトサワヘビ(平成10年)	600.0(255.0)	
米原イシガキニイニイ(平成15年)	9.0(9.0)	幼虫が成育する地域は立入規制

保護増殖事業の実施 - 保護増殖事業の概要 -

- 個体の繁殖の促進、生息地等の整備等を実施しており、175種中、63種について事業計画を策定。
- 中央環境審議会の意見を聞き、事業計画を策定し、公示。
- 国以外の者が実施しようとする事業について、環境大臣の確認・認定を受けることができる。
- 保護増殖事業については、捕獲等及び譲渡し等の規制は適用しない。

1. 保護増殖事業の主な実施内容

- ✓ 生息状況調査、生息環境改善（巣箱の設置、生息環境の維持管理、外来種の駆除等）、生息域外保全、巡視・監視、啓発
- ✓ 37種について、動植物園等の協力を得て飼育・栽培等の取組みを実施

2. 確認・認定の状況

- ✓ 現在、レブンアツモリソウ、イタセンパラ、ツシマヤマネコ、トキ、シマフクロウ、アカガシラカラスバト、アホウドリ、ヤンバルクイナ、ライチョウ、イヌワシを対象とし、29の確認・認定事業あり
- ✓ 主な申請主体は地方公共団体（29件中、25件）
- ✓ 主な事業内容は生息域外保全（29件中、22件）

3. 検討会等の設置及び実施計画等の策定状況

- ✓ 43種については、専門家等からなる検討会等を設置し、科学的知見に基づき事業を推進（小笠原陸産貝類14種は世界遺産の科学委員会で議論）
- ✓ 22種については、保護増殖事業計画に基づき、より詳細な事業実施内容等を定めた実施計画等を策定済み

分類群	策定状況
鳥類	トキ、ライチョウ等15種
哺乳類	ツシマヤマネコ、アマミノクロウサギ等4種
爬虫類	策定実績なし
両生類	アベサンショウウオ
魚類	アユモドキ、イタセンパラ等4種
昆虫類	オガサワラハンミョウ、ヤシャゲンゴロウ等9種
陸産貝類	アニジマカタマイマイ等14種
植物	ムニンツツジ、ハナシノブ等16種